

料金の額及びその徴収期間

1. 料金の額

(1) 料金の額

各インターチェンジ相互間の1回の通行に係る料金の額は、次表の額(単位:円)に消費税法(昭和63年法律第108号)に定める消費税率を乗じた額とその額に地方税法(昭和25年法律第226号)に定める地方消費税率を乗じた額との合算額を次表の額に加算し、四捨五入により、10円単位の端数処理を行った額とする。

イ 普通車

			終 点	
			葛 城	—
		太 子	238.096	238.096
羽曳野東		—	—	—
羽曳野	95.239	190.477	428.572	428.572

ロ 大型車

			終 点	
			葛 城	—
		太 子	380.953	380.953
羽曳野東		—	—	—
羽曳野	142.858	285.715	666.667	666.667

ハ 特大車

			終 点	
			葛 城	—
		太 子	904.762	904.762
羽曳野東		—	—	—
羽曳野	380.953	619.048	1,523.810	1,523.810

(注) 上表において、「普通車」、「大型車」及び「特大車」とあるのは、それぞれ別添1の自動車の車種区分をいう。

(2) 割引制度

① マイレージ割引

イ 割引をする自動車

E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への登録がなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(E T Cシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。)

なお、上記にいう「E T Cシステム」は有料道路自動車料金収受システムを使用する料金徴収事務の取扱いに関する省令(平成11年8月2日建設省令第38号。以下「省令」という。)第1条に規定する有料道路自動車料金収受システムを、「E T Cクレジットカード」は西日本高速道路株式会社との契約に基づきE T Cカード(省令第2条第2項の規定に基づき東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が公告したE T Cシステム利用規程(以下「利用規程」という。)第3条第1号に規定するE T Cカードをいう。以下同じ。)を発行する者から貸与を受けたE T Cカードを、「E T Cパーソナルカード」は東日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社及び本州四国連絡高速道路株式会社が契約に基づき共同で発行し、貸与するE T Cカードをいう(以

下同じ。)

ロ 割引率

(イ) ポイントの付与

料金の額100円毎に1ポイントを、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより付与するものとする。

(ロ) ポイントによる割引

西日本高速道路株式会社が別に定める期間内にカード毎に付与されたポイントの累計数(別に定めるところにより他の会社等が一のカードに付与したポイントと合算して計算する。)に応じて、次表に掲げる額を還元する。

ポイントの累計数	還元額
100ポイント	200円分
200ポイント	500円分
600ポイント	2,500円分
1,000ポイント	8,000円分

(ハ) 弾力的なポイントの付与及び割引

(イ) 及び(ロ)に定めるほか、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法(平成16年法律第100号)第13条第1項第6号に定める道路資産の貸付料(以下「貸付料」という。)の支払いに支障のない範囲内で、弾力的にポイントの付与又はポイントによる割引を変更する場合には、事前に届け出るものとする。

② ETC前納割引

イ 割引をする自動車

ETCクレジットカード(西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、利用規程第3条第1号に規定する車載器(以下「車載器」という。)とともに本割引の適用を受けるための登録及び料金の前払いがなされている場合に限る。)を使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車。

ロ 割引率

割引率は、14パーセント以下とする。

③ 深夜割引

イ 割引をする自動車

午前0時から午前4時までの間に料金所を通行する全自動車のうち、ETCクレジットカード、ETCパーソナルカード又はETCコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車(ETCシステムを利用して無線通信により料金所を通行する自動車に限る。ただし、無線通信による通行を意図するも、事情により無線通信による通行が不可能になった場合には、無線通信による通行の有無にかかわらず、無線通信により通行したものとみなす。以下「ETC車」という。)

なお、上記にいう「ETCコーポレートカード」は、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社(以下「3会社」という。)が別に定める約款により大口・多頻度割引の適用に関する契約を3会社のいずれかと締結した利用者が、当該約款に基づいて3会社のいずれかに届出がなされた車載器を備え、かつ、当該車載器に利用するものとして3

会社のいずれかから貸与されたE T Cカードをいう。以下同じ。

ロ 割引率

割引率は、30パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

④ 通勤割引

イ 割引をする自動車

午前6時から午前9時までの間又は午後5時から午後8時までの間に料金所を通行するE T C車。

ただし、上記の自動車が通勤割引の適用を1回受けた後、同時間帯に料金所を再度通行する場合を除く。

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

⑤ 平日夜間割引

イ 割引をする自動車

土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に定める休日（以下「休日」という。）以外の日の午後10時から翌午前0時までの間に料金所を通行するE T C車。

ロ 割引率

割引率は、30パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

⑥ 平日深夜割引

イ 割引をする自動車

休日以外の日の午前0時から午前4時までの間に料金所を通行するE T C車。

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

⑦ 休日昼間割引

イ 割引をする自動車

休日の午前9時から午後5時までの間に料金所を通行するETC車のうち、普通車。

ロ 割引率

割引率は、50パーセントとする。

割引後の算出額に10円未満の端数が生じる場合には、四捨五入により、10円単位の端数処理を行うこととする。

ハ 実施する期間

西日本高速道路株式会社が別に定める日から平成30年3月31日まで。

⑧ 南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線と併せて利用する場合のETC連続利用割引

イ 割引をする自動車

南阪奈道路の羽曳野東インターチェンジから終点までの区間において流出入し、大阪府道路公社が管理する南阪奈有料道路を全線利用し、かつ、高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線美原ジャンクションから松原ジャンクションまでの全区間を連続して利用するETC車。

なお、当該ETC連続利用割引については、上記の自動車について、南阪奈有料道路及び高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線において同様のETC連続利用割引の適用を受けている場合に限る。

ロ 割引率

通行区分	割引率
羽曳野東インターチェンジにおいて流出入した場合	約7パーセント
太子インターチェンジにおいて流出入した場合	約10パーセント
葛城インターチェンジ又は終点において流出入した場合	20パーセント

⑨ 障害者割引

イ 割引をする自動車

社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条に基づく福祉に関する事務所（市町村及び特別区が設置したものに限る。）又は当該事務所を設置していない町村において、身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付されている身体障害者手帳又は療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号厚生事務次官通知「療育手帳制度について」別紙）の定めるところにより交付を受けている療育手帳（以下「手帳」という。）に、以下の（イ）又は（ロ）の要件を満たすものとして、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に自動車登録番号又は車両番号等必要事項の記載の手続きがなされた自動車。

（イ）手帳の交付を受けている者が、手帳を携行して自ら運転する自動車のうち日常生活の用に供され、本人又はその親族等が所有する自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

（ロ）手帳の交付を受けている者のうち、重度の障害を持つ者として身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号に定める障害の等級又は「療育手帳制度の実施について（昭和48年9月27日発児第725号厚生省児童家庭局長通知）」の第三に

定める障害の程度に基づき西日本高速道路株式会社が別に定める者（以下「重度障害者」という。）が手帳を携行して乗車し、その移動のために本人以外の者が運転する自動車のうち日常生活の用に供され、当該重度障害者又はその親族等が所有する（これらの者がこれらの自動車を所有していない場合にあっては、当該重度障害者を継続して日常的に介護している者が所有する）自動車（営業用の自動車を除く。）で、西日本高速道路株式会社が別に定めるもの。

なお、上記自動車がE T Cシステムを利用して無線通行により料金所を通行し、通行料金の納付を行おうとする場合は、西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより事前に登録がなされた、E T Cクレジットカード又はE T Cパーソナルカードと車載器をともに使用する場合に限る。

ロ 割引率

割引率は、50パーセント以下とする。

⑩ 割引相互間の適用関係

イ ①から⑨に定める割引相互間の重複適用関係は別添2のとおりとする。

ロ 別添2において重複適用無しと定めた割引のうち2以上の割引適用要件に該当する自動車の場合、各々の割引を適用して算出した額のうち、最も低い額となる割引のみを当該自動車に適用する。

⑪ 企画割引

貸付料の支払いに支障のない範囲内で、以下のとおり割引を実施することができる。

イ 割引をする自動車

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適宜設定する。

ロ 割引率等

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて割引率、割引額又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を個々の企画割引毎に適宜設定する。

ニ 適用区間

個々の企画割引毎に企画内容に合わせて適用区間を適宜設定する。

ホ 事前の届出

個々の企画割引毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(3) 有料道路の料金に係る社会実験に関する割引

本道路において社会実験として、以下のとおり料金割引が実施できるものとする。

イ 割引をする自動車

本道路の料金に係る社会実験に参加する全自動車とする。

ロ 割引率

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて割引率又は料金の額を適宜設定する。

ハ 実施する期間

実施する期間を限定する。

ニ 適用区間

個々の社会実験毎に実験内容に合わせて適用区間を限定する。

ホ 事前の届出

個々の社会実験毎に上記イからニまでの詳細について、事前に届け出るものとする。

(4) その他

(2) 割引制度は当面の割引であり、将来の割引制度に関しては、全国路線網同等の割引の導入を検討するものとする。

2. 料金の徴収期間

平成18年4月1日から平成46年3月27日までとする。

別添 1

車種区分	自動車の種類	定 義
普通車	イ 軽自動車	道路運送車両法（昭和26年法律第185号。以下「法」という。）第3条に規定する軽自動車
	ロ 小型二輪自動車	法第3条の小型自動車のうち、二輪自動車（側車付き二輪自動車を含む。）であるもの
	ハ 小型特殊自動車	法第3条に規定する小型特殊自動車
	ニ 小型自動車	法第3条の小型自動車で、人の運送の用に供するものに当たっては、乗車定員が10人以下のもの（ロに該当するものを除く。）
	ホ 普通乗用自動車	法第3条に規定する普通自動車で、人の運送の用に供する乗車定員が10人以下のもの
	ヘ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満のもので3車軸以下のもの）	法第3条の普通自動車のうち、貨物の運送の用に供するもの（以下「普通貨物自動車」という。）で、車両総重量8トン未満かつ最大積載量5トン未満で車軸数が3以下のもの又はけん引されるための構造及び装置を有する自動車（以下「被けん引自動車」という。）を連結していないセミトレーラ用トラクタ（2車軸）
	ト 乗合型自動車 （乗車定員11人以上29人以下で車両総重量8トン未満）	法第3条の普通自動車のうち、人の運送の用に供する乗車定員11人以上のもの（以下「乗合型自動車」という。）で、乗車定員が29人以下であり、かつ車両総重量8トン未満のもの
	チ けん引自動車が普通車（普通貨物自動車及び乗合型自動車を除く。）である連結車両	イないしハに該当するけん引自動車と被けん引自動車との連結車両及びニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車（1車軸）との連結車両
大型車	リ 普通貨物自動車 （車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で3車軸以下、及び車両総重量が車両制限令第3条第1項第2号イに定める値以下かつ4車軸）	普通貨物自動車のうち、車両総重量8トン以上または最大積載量5トン以上で車軸数が3以下のもの（ヘに該当するものを除く。）、車両の総重量、長さ等が車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項に定める限度以下で、車軸数が4のもの及び被けん引自動車を連結していないセミトレーラ用トラクタ（3車軸）

	<p>ヌ 乗合型自動車 (路線を定めて定期若しくは臨時に運行するもの等)</p>	<p>乗合型自動車で、乗車定員が30人以上または車両総重量8トン以上のもののうち、道路運送法(昭和26年法律第183号)第4条に規定する許可を受けて同法第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業を営業者であつて当該許可に係る路線を定期に運行するもの及びこれに類するものとして西日本高速道路株式会社が認めたもの及び同法第3条第1号ロに掲げる一般貸切旅客自動車運送事業を営業者が同法第21条第2号に規定する許可を受けて当該許可に係る路線を運行するもの、並びに車両総重量8トン以上のもののうち、乗車定員が29人以下で、かつ車両の長さが9メートル未満のもの</p>
	<p>ル けん引自動車は普通車又は大型車(2車軸のもの)である連結車両</p>	<p>ニ又はホに該当するけん引自動車と被けん引自動車(2車軸以上)との連結車両、ヘ又はトに該当するけん引自動車と被けん引自動車(1車軸)との連結車両及びリ又はヌに該当するけん引自動車(2車軸)と被けん引自動車(1車軸)との連結車両</p>
特大車	<p>ヲ 普通貨物自動車 (4車軸以上)</p>	<p>普通貨物自動車で、車軸数が4以上のもの(リに該当するものを除く。)</p>
	<p>ワ 大型特殊自動車</p>	<p>法第3条の大型特殊自動車</p>
	<p>カ 乗合型自動車 (その他)</p>	<p>乗合型自動車で、乗車定員が30人以上又は車両総重量8トン以上のもの(ヌに該当するものを除く。)</p>
	<p>ヨ 連結車両</p>	<p>けん引自動車と被けん引自動車との連結車両(チ又はルに該当するものを除く。)</p>

別添2

割引相互間の重複適用関係

(1) 重複適用の有無

	マイレージ								
前納	×	前納							
三線	○	○	三線						
障割	○	○	○	障割					
深夜	○	○	○	×	深夜				
通勤	○	○	○	×	×	通勤			
平夜	○	○	○	×	×	×	平夜		
平深	○	○	○	×	×	×	×	平深	
休昼	○	○	○	×	×	×	×	×	休昼

(注) 「マイレージ」、「前納」、「三線」、「障割」、「深夜」、「通勤」、「平夜」、「平深」及び「休昼」は、それぞれ、マイレージ割引、E T C前納割引、E T C連続利用割引、障害者割引、深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日深夜割引及び休日昼間割引を指すものとし、縦と横の交差の記号が、○は重複適用有り、×は重複適用無しを示す。

(2) 重複適用の順序

適用の順序	割引の種類
1	E T C連続利用割引
2	深夜割引、通勤割引、平日夜間割引、平日深夜割引、休日昼間割引又は障害者割引
3	マイレージ割引又はE T C前納割引